

事業系廃棄物の正しい分別をお願いします

オフィス

工場

農業

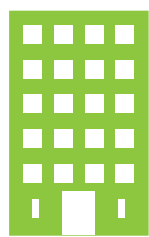
商店
飲食店

事業活動(※)に伴って生じたごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理されています。

※事業活動とは…商店、飲食店、農業、会社、工場、病院、学校、官公庁など、事業所が行う全ての活動を言います。



事業所のごみは家庭ごみとは分別が違います！



事業系
廃棄物

産業廃棄物

プラスチックなど法で定められた
廃棄物（裏面参照）

- 自己搬入
- 産業廃棄物収集運搬業許可業者

産業廃棄物処理業許可業者

リサイクル事業者



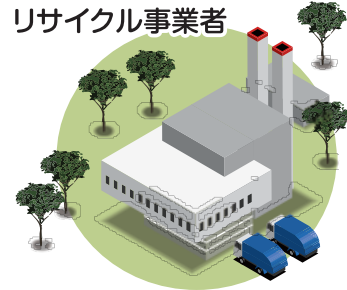
事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

- 自己搬入
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者

稲葉クリーンセンター

リサイクル事業者



各市町村最終処分場

ちなみに
一般家庭のごみは…



家庭ごみ

家庭系一般廃棄物

- ・燃やすごみ
- ・資源ごみ
- ・埋立ごみ

- 市町村が収集運搬
- 自己搬入



特に注意！

事業所から発生するプラスチックごみは、全て産業廃棄物です。
稲葉クリーンセンターでの受け入れは出来ません。



家庭で生じるプラスチックごみは、

コンビニ弁当容器、カップ型容器、
フィルム類、レジ袋など

プラスチック製容器包装
としてリサイクル

プラスチック製のバケツ・洗面器
衣装ケースなど

稲葉クリーンセンター
で焼却

※従業員の方が昼食に
用いたお弁当容器なども
「産業廃棄物」です！

ですが、、事業所から発生すると、上記と全く同じものであっても
「産業廃棄物」として産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

※産業廃棄物の処理業者については、長野県のホームページに
一覧表がありますので、参考にしてください。

長野県 産業廃棄物処理業者名簿

検索



発生を抑え、リサイクルに取り組んで、ごみ減量を図りましょう

お問合せは…所在地の市町村役場 廃棄物担当へお尋ねください。

稲葉クリーンセンター
(0265) 48-6648

稲葉クリーンセンター
構成市町村

飯田市役所環境課 (0265) 22-4511

松川町役場環境水道課 (0265) 36-7026
高森町役場環境水道課 (0265) 35-9409
阿南町役場建設環境課 (0260) 22-4053
阿智村役場生活環境課 (0265) 43-2220

平谷村役場住民課 (0265) 48-2211
下條村役場振興課 (0260) 27-2311
売木村役場産業課 (0260) 28-2311
天龍村役場建設課 (0260) 32-1022

泰阜村役場福祉課 (0260) 26-2111
喬木村役場生活環境課 (0265) 33-5127
豊丘村役場環境課 (0265) 35-9057
大鹿村役場住民税務課 (0265) 39-2001

事業所用※ごみ分別表

同じ品目であっても

※事業活動に伴って発生する



排出する事業所の業種によって

「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれる品目



品目	具体的内容	処理方法
紙	事業系一般廃棄物	直接搬入・一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
	◎リサイクルできない紙類 - 汚れているもの - 機密書類 など	○稲葉クリーンセンターへ搬入できます ※機密文書をリサイクルできる事業者もあります
	◎リサイクルできる紙 - 新聞紙 - ダンボール - その他の紙(雑紙)	○リサイクル事業者に委託
産業廃棄物	建設工事、製本業、印刷物加工業、出版業、新聞業、製紙業等からの排出	
厨芥類	事業系一般廃棄物	直接搬入・一般廃棄物収集運搬業者に委託 ○稲葉クリーンセンターへ搬入できます ※堆肥化によるリサイクルにとりくみましょう
	- 飲食店で発生する調理くず、食べ残し - 食品販売店で発生する売れ残り - 事業所の食堂からの生ごみ など	
産業廃棄物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として用いた動物又は植物の固形状の不要物、畜産農業から発生した動物の死体	
木くず	事業系一般廃棄物	直接搬入・一般廃棄物収集運搬業者に委託 ○稲葉クリーンセンターへ搬入できます ※チップ化によるリサイクルも可能です
	木製家具類、剪定枝 など	
産業廃棄物	建設業、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から発生する木材、貨物流通用パレット	
繊維くず	事業系一般廃棄物	直接搬入・一般廃棄物収集運搬業者に委託 ○稲葉クリーンセンターへ搬入できます
	衣類 など ※化学繊維は産業廃棄物です	
産業廃棄物	建設業、繊維工業から発生するもの	
動物のふん尿	産業廃棄物	畜産農業から発生するもの

産業廃棄物処理業者・リサイクル事業者に委託



業種の指定はなく、全ての事業所から発生するものが

「産業廃棄物」となる品目



品目	具体的内容	処理方法
プラスチック類	弁当容器、カップ型容器、ラップ、トレイ、発泡スチロール ビニール袋、合成皮革、化学繊維 など事業所で発生したもの全て	○産業廃棄物処理業者に委託してください。 ○品目によっては、リサイクル事業者による引取りもできます。
金属くず	缶類、事務机、事務椅子、ロッカー、刃物類 など	
ガラス、陶器	コップや皿などの食器類、陶磁器、蛍光管 など	
がれき類	工作物の新築、改築、撤去に伴って発生したコンクリートの破片 など	
その他	ゴムくず、鋳さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、 廃油、廃酸、廃アルカリ	

※産業廃棄物の処理業者については、長野県のホームページに一覧表がありますので、参考にしてください。

長野県

産業廃棄物処理業者名簿

検索

